

令和2年 No.17

○東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程等の一部を改正する規程

改正理由

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行等に伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年3月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月12日

国立大学法人東京学芸大学長
出 口 利 定

令和2年規程第10号

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第3号）
- (2) 東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第2号）

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（学部の免除対象者）</p> <p>第3条 本学の学部に入学者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で、入学料の納付が困難な者として免除の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。</p> <p>(2) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。</p> <p><u>(4) 学長が指定する大規模災害により、学資負担者が死亡し、又は本学に入学者若しくは学資負担者が被災したとき。</u></p> <p><u>(5) 日本学生支援機構の給付奨学生（以下「給付奨学生」という。）として認定されたとき。</u></p> <p>（免除の総額及び免除の額）</p> <p>第4条 前2条（<u>第3条第5号</u>の規定を除く。）の規定による入学料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</p> <p>2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。<u>ただし、前条第5号の規定による入学料の免除の額は、給付奨学生の認定区分により算定される額とする。</u></p> <p>（申請）</p> <p>第5条 第2条及び第3条第1号から<u>第4号</u>の規定による免除を受けようとする者は、入学料免除願（様式第1-1号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 学資負担者が死亡したことの証明書（第2条第2項第1号及び第4号並びに第3条第1号及び<u>第4号</u>による場合に限る。）</p> <p>(3) 本学に入学者又は学資負担者が災害を受けたこと市区町村長の証明書（第2条第2項第2号及び第4号並びに第3条第2号及び<u>第4号</u>による場合に限る。）</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（学部の免除対象者）</p> <p>第3条 本学の学部に入学者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で、入学料の納付が困難な者として免除の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。</p> <p>(2) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。</p> <p><u>(4) 教職特待生に採用されたとき。</u></p> <p><u>(5) 学長が指定する大規模災害により、学資負担者が死亡し、又は本学に入学者若しくは学資負担者が被災したとき。</u></p> <p>（免除の総額及び免除の額）</p> <p>第4条 前2条（<u>第3条第4号</u>の規定を除く。）の規定による入学料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</p> <p>2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。</p> <p>（申請）</p> <p>第5条 第2条並びに第3条第1号から<u>第3号及び第5号</u>の規定による免除を受けようとする者は、入学料免除願（様式第1-1号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 学資負担者が死亡したことの証明書（第2条第2項第1号及び第4号並びに第3条第1号及び<u>第5号</u>による場合に限る。）</p> <p>(3) 本学に入学者又は学資負担者が災害を受けたこと市区町村長の証明書（第2条第2項第2号及び第4号並びに第3条第2号及び<u>第5号</u>による場合に限る。）</p>

(4) 〔省略〕

2 第3条第5号の規定による免除を受けようとする者は、所定の申請書に必要書類を添付して、入学手続期間内（給付奨学生在学採用申込者は本学が指定する期間内）に学長に申請しなければならない。

（入学料納付後の免除）

第5条の2 入学料を納付した後に、修学を継続することが困難である特別な事情があると認められる場合は、当該入学料を免除することがある。

2 前項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、前条の規定に準じて学長に申請しなければならない。この場合における申請期間については、学長が別に定める。

（許可）

第6条 第2条及び第3条第1号から第4号の規定による免除については、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会、大学院教育学研究科、特別支援教育特別専攻科及び学部にあつては学生委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 第3条第5号の規定による免除については、当該入学料の免除を申請した者が給付奨学生として認定されたことの確認により、学長が許可する。

（許可の取消）

第6条の2 入学料の免除を許可された者について、申請に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

2 前項の規定により入学料の免除が取り消された者は、当該取消しに係る入学料を指定された期限までに納付しなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和2年3月12日から施行し、令和2年度入学料免除申請者から適用する。

(4) 〔省略〕

2 第3条第4号の規定による免除を受けようとする者の申請手続きは、別に定める。

（許可）

第6条 第2条並びに第3条第1号から第3号及び第5号の規定による免除については、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会、大学院教育学研究科、特別支援教育特別専攻科及び学部にあつては学生委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 第3条第4号の規定による免除については、別に定める。

〔省略〕

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（免除）</p> <p>第3条 授業料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</p> <p>(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合</p> <p>(3) 教職特待生</p> <p>(4) 日本学生支援機構の給付奨学生（以下「給付奨学生」という。）として認定された場合</p> <p>(5) 休学を許可した場合</p> <p>(6) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</p> <p>(7) 授業料の未納を理由として除籍した場合</p> <p>(8) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</p> <p>（免除の総額及び免除の額）</p> <p>第4条 前条第1号から第3号までの規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</p> <p>2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。<u>ただし、前条第4号の規定による授業料の免除の額は、給付奨学生の認定区分により算定される額とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（申請及び申請に係る徴収猶予）</p> <p>第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（免除）</p> <p>第3条 授業料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</p> <p>(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合</p> <p>(3) 教職特待生に採用された場合</p> <p>(4) 日本学生支援機構の給付奨学生に採用された場合</p> <p>(5) 休学を許可した場合</p> <p>(6) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</p> <p>(7) 授業料の未納を理由として除籍した場合</p> <p>(8) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</p> <p>（免除の総額及び免除の額）</p> <p>第4条 前条第1号から第4号までの規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</p> <p>2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（申請及び申請に係る徴収猶予）</p> <p>第6条 第3条第1号、第2号又は第4号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。</p>

- 2 〔省略〕
- 3 第3条第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生の申請手続きは、別に定める。
- 4 第3条第4号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、所定の申請書に必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。ただし、入学料免除の申請を行った場合は、授業料免除の申請を兼ねるものとする。
- 5 授業料免除を申請しようとする期の前の期に第3条第4号の規定により授業料の免除を受けている学生が、継続して免除を受けようとする場合は、所定の申請書に必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。
- (許可)
- 第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあっては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。
- 2 〔省略〕
- 3 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可については、別に定める。
- 4 第3条第4号の規定による授業料の免除は、当該授業料の免除を申請した者が給付奨学生として認定されたことの確認により、学長が許可する。
- 〔省略〕
- (許可の取消等)
- 第9条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は免除の許可を取消すものとする。
- (1) 免除の理由が消滅したと認められるとき。
- (2) 申請書に虚偽の事実があることが判明したとき。
- 2 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては、別に定める。
- 3 第3条第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、申請に虚偽の事実があることが判明したとき又は許可された期間内に東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第30条の規定による懲戒としての退学又は停学（3か月以上又は期限の定めのないもの）を受けたときは、学長は、免除の許可を取り消すものとする。
- 4 第3条第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、許可された期

- 2 〔省略〕
- 3 第3条第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生の申請手続きは、別に定める。
- (許可)
- 第7条 第3条第1号、第2号及び第4号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあっては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。
- 2 〔省略〕
- 3 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可については、別に定める。
- 〔省略〕
- (許可の取消)
- 第9条 第3条第1号、第2号及び第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。
- 2 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては、別に定める。

間内に東京学芸大学学則第30条の規定による懲戒としての停学（3か月未満のもの）又は戒告を受けたときは、学長は、免除の許可の効力を一定期間停止するものとする。

5 第1項、第3項及び第4項の規定により免除の許可を取り消された場合は、次の各号に規定する授業料を、指定された期限までに納付しなければならない。

(1) 第1項第1号の規定による場合 当該免除の理由が消滅した日の属する月からその期の末月までの月割計算により算定した授業料の額

(2) 第1項第2号の規定による場合 免除を受けた授業料の当該期分全額

(3) 第3項の規定による場合 免除を受けた当該学年4月以降の授業料全額

(4) 第4項の規定による場合 月割計算による当該停止期間中の授業料

〔省略〕

附 則

1. この規程は、令和2年3月12日から施行し、令和2年度授業料等免除申請者から適用する。

2. 令和元年度以前に入学した学部学生で、給付奨学生の認定要件を満たしていない場合又は改正後の第4条第2項ただし書きの規定による授業料免除の額が、改正前の規定により算定した授業料免除の額より減額となる場合は、当該学生からの申請に基づき、選考を経て改正前の規定により算定される授業料免除の額との差額分を併せて免除することができる。

〔省略〕